

# 厚生常任委員会

平成20年6月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、西谷委員

委員長

みなさんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、吉野委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに総合保健福祉会館を見ていただくということで委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、総合保健福祉会館の現地調査を行うことといたしますので暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 4分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

委員長

それでは再開いたします。

委員の皆さまにおかれましては、大変お疲れ様でございました。また理事者の皆様方におかれましても、大変お手数をお掛けいたしました。ありがとうございます。

委員皆さんには、総合保健福祉会館の現地を見られまして、いろいろとお尋ねになりたいこともなどもあるとは思いますが、これについてのご質問は、本日のレジメにございます2番目の継続審査のところでご改めお聞きしていくことといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジメに従いまして進めてまいりたいと思います。

まず初めに、1. 6月議会付託議案について、(1) 議案第37号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と相違ございません。一番最後のページの要旨を持って説明とさせていただきます。

( 要旨朗読 )

国保医療  
課長

ご承知のように、この規約につきましては、県内39市町村すべての議会に上程され、議決をいただくようお願いしているところでござ

います。

以上簡単ではございますが、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明といたします。よろしくご審議をいただきまして原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。  
なにかございますでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
それでは、議案第37号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査案件についてを議題といたします。

その1といたしまして(仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについて議題といたします。

まず理事者の方の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

先に、現地調査をしていただきましてありがとうございます。また、建築、機械設備、電気設備、昇降機設備工事はご覧いただいたとおりすべて完了しております。

また完成後、建築確認の完了検査を6月2日に、また消防の検査を

6月5日と6日に、また町の検査を6月9日に受けておりました、まず一部指摘事項がございましたことから、現在まだ部分的に手直しを行っておるところでございます。その手直しの完了後に再度確認を行いまして、町に引継ぎを受ける予定でございます。

その後9月1日にオープン、開館という予定でございます。その間に備品の整備や各設備の運転調整を行いまして開館に向けまして万全に準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお備品購入につきましては事務機器、家具、電気製品、遊具、厨房機器、医療機器の6つに分けまして、現在入札の予定を進めているところでございます。

また、総合保健福祉会館を定期的または継続的に使用される団体の登録申請が、すでに6月から始まっておりました、現在健康対策課の方で受付を行っております、今までに2団体の登録の受付を行っております。

なお、総合保健福祉会館登録団体要綱第3条に規定しております、社会福祉協議会において福祉ボランティアグループの登録をされている団体が11グループございます。また小地域福祉会として設立の届出をされておられる55の福祉会がございます。それらの団体さんにつきましては、登録申請を免除するというふうに要綱でも規定しておりますことから、現在その登録もされていると見なしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、事業の進捗状況の報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、最初に申し上げましたとおり現地調査をされた内容でも結構でございます。質疑、意見などがございましたらお受けしたいと思っております。

木田委員。

木田委員

車の出入りについてですね、向かいのほうにカーブミラーが付けら

れんのかどうかですわね。やっぱり車が結構服部道多いですよって、その出入りすることについてですね、カーブミラーがそのカーブミラー付けるいうたら、やっぱその向かい側の家の方に付けんらんような形になると思いますねん。それは考えておられるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長 西川福祉課長。

福祉課長 ご質問いただきました進入口の交通のことでございます。建設課の方の交通安全の方とも協議いたしまして、現在申されましたカーブミラーの設置についても検討しているところでございます。もちろん設置する時につきましては隣接者の同意も必要になってくると思いますが、その辺も今現在検討して横断歩道とまたその白線等も別工事で歩道工事も行っておりますので、その最終、それを見ながら全体的にその交通安全も考えまして設置を検討しているところでございます。

委員長 他になにか委員さんの方でお尋ねになりたいことございましたらお受けいたします。

辻委員。

辻委員 大変立派な施設ということで、きれい、まあさらの間はきれいですけども。今後更にあれをそのまま継続していただくように、管理を十分していただきたいということを要望しておきます。ただピオトープされてますけども、あれしたら多分薬が撒けない、植木に薬が撒けないということも聞かされておりますけども。その辺も十分配慮しながら管理せんことには、雑草に、それとまた庭が大変植木が多いですけども、かなり植栽もされてますし、まあその辺が、これから夏場もありますし、それとまあ草、除去これも多分職員さんでされると思いますけども、定期的に全員で日決めて清掃するとか、その辺やっぱり十分管理と、今でもきれいにしていただくように、これは要望で結構で

すので要望させていただきます。植栽の管理とか、まあ庁舎内は多分委託されると思うんですけど、植栽とかの管理は、その辺だけちょっと。

委員長 管理方法について質問がございましたので、今考えておられる管理方法についてお答えいただきたいと思います。 西川福祉課長。

福祉課長 施設の管理の方法でございます。今現在考えておりますのは、総合管理ということで今申されました清掃、場内また場外の清掃、また植木のその管理の部分につきましてもそういう形で全館一体的に管理していこうと思っております。もちろん職員につきましても十分そういったことにつきましては配慮しながら、見ながらやっていきたいと思っております。

委員長 他に委員さんの方でなにかございますでしょうか。  
中川議長。

議長 今の辻委員の質問と関連してですが、そのメンテナンスする業者は入札で行われるんですか。何業者ぐらい入札なのか。

福祉課長 そのメンテナンスを行います仕様書等を作成しております。もちろん入札等になろうというふうに思っております。業者につきましてはまだそこまで検討しておらないところでございます。

委員長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査案件につきましては、報告を受け、一定の審査をしたとい

うことで終わりたいと思いますが、総合保健福祉会館も完成いたしましたので、いよいよ9月にはオープンし運営が開始されます。9月までは、お手元に配布いたしております継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査をしてまいりたいと思いますが、9月以降につきましても、総合保健福祉会館の運営も、会館を利用される各団体の皆さんが参加されております運営会議でいろいろとご協議していただけたと思いますので、当委員会としては、この継続審査を最後に、継続審査としての審議は終わりたいと思っております。

つきましては、9月以降のことにはなりますけれども、新しい継続審査案件をどうするのかということについて、委員皆さんにもお考えいただければと思っております。お考えになりましたこと、また、ご意見などがございましたら、私もしくは副委員長のほうまでお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは続きまして、3点目の各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、その1といたしまして、し尿汲取り収集件数及び委託料について、理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、各課の報告事項の1番目ですけれども、し尿汲取り収集件数及び委託料について、でございますが前回の委員会で、過去10年間のし尿汲取り収集の世帯数と汲取りの量、それから(有)清水環

境開発に、し尿汲取り収集運搬業務を委託している委託料につきましての資料提供のご依頼がございましたので、今回、提出させていただくものでございます。

お手元の資料1といたしまして、平成9年度から平成19年度までのし尿汲取り収集の延べ件数、それから収集の世帯数、それから収集量、それからし尿運搬業務の委託料につきましては平成20年度までを表したものを今回提出させていただきます。なお、収集世帯数につきましては、文書の保存年限の関係から平成13年度以前の世帯数につきましては不明となっておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、し尿汲取り収集件数及び委託料についての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。  
西谷委員。

西谷委員 今回の資料1の中で平成14年に比べて、平成15年が件数、し尿収集の世帯数が減少しているにもかかわらず、収集の延べ件数が3,310件増えてると。以後も16年、17年も平成14年度よりは上回っているということなのですが、これはどういうことでこういう数字がでてきたんですか。

環境対策課長 これにつきましては、汲取りのトイレから水洗のトイレに入れ替えをされましたり、あるいは汲取りの世帯の方が転出されるということで、汲取りの収集の延べ件数、あるいは収集の量というのは年々減少しているというのが状況でございますけれども、委員がご指摘のように平成15年から増えたということでございますが、これにつきましては平成15年度、16年度に住宅の開発、あるいは公共工事に係ります仮設のトイレ、これの汲取り回数が増加したということで、回数と延べ件数とそれから汲取りの量、これが増えておるという状況でござ

ざいます。以上でございます。

西谷委員　　ちょっとね、今の課長の説明で理解でけへんのは、要はこれ汲取りの件数でしょ。それで実際に平成15年、今住宅開発が増えたっていったら、住宅開発で汲取りのトイレ増えるわけないでしょ。もうこの時点やったら合併浄化槽しか要は建築確認でけへんのちゃうかな。工事用の仮設トイレでこれぐらいの件数がなんで増えたんかなというのがちょっと疑問なんやけど。

環境対策課長　　具体的に申し上げますと住宅の開発に伴います住宅の会社ですね、建設会社が、当然工事関係の仮設トイレを設置されたら、その期間がそれぞれ違いますけども、期間が長くなれば、当然汲取りの回数も増えてくる、量も増えてくるということでございます。また公共工事につきましても、これはもう公共下水道の工事、それについては県の竜田川幹線とか町の竜田川汚水幹線、これ15年から始まっておりますので、これにつきましても当然長期間になっておりますので、現場事務所での仮設トイレが期間が長くなりますと、当然汲取り延べ件数も増えますし、量も増えてくるということでございます。これは通常の一家庭ということではなしに、仮設のトイレの回数と量が増えたということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

西谷委員　　そしたらですね、件数が増えるということについては、し尿の汲取りの料金っていうのは当然件数が増えるっていうことは町の収入も増えてるっていうことやと思うんですが。ちなみにそしたら14年のし尿の汲取りの料金と、15年の汲取りの料金ちょっと教えていただけますか。

環境対策課長　　料金は、町に入ってくる手数料ということで、平成14年度分につきましては1,324万7,300円でございます。それから平成15年につきましては1,280万4,700円でございます。それ

から平成16年度は1,214万5,850円であります。

西谷委員 課長ね、14年が1,324万円ですね。それで件数が増えて工事の仮設トイレやっておっしゃってたその年度が、3000件延べで増えているにもかかわらず1,280万で、要は収入が減少してるわけですね

環境対策課長 収入の方は逆転していないということでございますけども、当然仮設トイレの場合は汲取りの量、重量制によって手数料が入ってくるという形になっておるわけですが、当然仮設トイレも入る量ですね、タンクに入る量、これはたぶんそんなに多くないと思います。まあちょっとリッター、ちょっとわからないんですけど。当然いっぱいになりますと汲取りに行くというかたちになりますので、まあ回数は多いということになります。まあ量も当然増えてるんですけども、手数料には逆転してこないと、逆に一般家庭が減っておりますので逆転しなかったという結果になったということでご理解いただきたいと思えます。

西谷委員 通常家庭のトイレについては1戸あたり300円と人数割ってというような形でこの条例みたいになってるんですが。仮設トイレについては今あの量によってということなんですが、仮設トイレのそしたらその使用料ってというのはどういう積算でされてるんですか。

環境対策課長 18リッターにつきまして100円ということで料金の方は設定をさせていただいております。その汲取った量に応じて手数料を算出させていただいているということでございます。

西谷委員 18リッターで100円っていったら通常の家庭より高いんですね。ちゃいますか。18リッターで100円。

環境対策課長 通常の一般家庭でしたら世帯割が300円、それから人数割が200円、1人でしたら月500円ということになります。どれぐらいの量がまあ出るのかちょっとわかりませんが、一般家庭の方は当然毎月1回なり2回なり汲取りに行かせていただいているという形でございますので。当然量が多くなりますとやっぱり一般家庭と比べると、当然まあ料金的には定額の方が得になるということなんですけど、これは条例の方ではその事業所につきましては、仮設トイレについては重量制で、18リッター100円で取るということになっておりますので、そういう定額制という形ではないということになっておりますので。

委員長 他に何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。  
吉野委員。

吉野委員 仮設トイレの件ですけれども、ちょっとした工事で仮設トイレを持ち込まなければならないというような規定があるんですよね。例えば3日間やれば、やるのであればその業者は仮設トイレを持って来なければならないと、ありませんか。といいますのはね、結構工事がやっても仮設トイレを持ち込まない業者があるんですよ。それで空家ですね裏のほうへ、人の見えない所へ来て小をやる。まあ大をやる人もいます。でその話を町内会で聞いたことありまして、その業者に直接言ったことあるらしいんです。ですから仮設トイレを持ち込まなければならないっていう工事規模とか工事期間とかあったらこれ業者に徹底的に言っていただいて、ピシッと守るように一つしていただきたいと思います。

委員長 建築に関わっての基準があると思いますので、担当は違うと思いますが、ただ事務をされている中でどういう申し込み状況っていうんですか、汲取りのですね、受けてはる状況などによって。今現在担当が感じてはるところで結構ですので、今まあ要は斑鳩町の環境についても悪いのではないかと、そういう事例も起こっているということにつき

ましてね、担当として対策なり、また今現在考えられることがあったら、今のご意見に対してご答弁いただけたらと思いますが。

乾環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課の方では、当然汲取り、仮設トイレの汲取りのご依頼があつて、申し込みがあつてですね、汲取りに行かせていただいとるという状況でございますので、その基準につきましてはちょっとこちらのほうでは分かりかねるんですけども。通常考えられるのは、当然例えば家の一部を改築されるとか、いう場合は当然そこの家のトイレを借用されたらいいと思いますし、例えば家を建替えされる、まあ全部建替えされると、あるいは新しい家を建てられるという場合は当然トイレがないということですので、当然トイレを、仮設トイレを設けられるのではないかと思います。まあ基準については分かりかねますけど、以上でございます。

委員長 よろしいですか。また、もし詳しいことがあれでしたら、また担当課へ行かれていっぺん聞いてみていただいたらと思いますので。

他に委員さんのほうで、よろしいですか。

( な し )

委員長 それではこれをもって、質疑を終結いたします。  
続きまして、報告事項の(2)ですね、特定健診等の実施について、理事者の報告を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 特定健康診査等の実施について、でございます。  
医療制度改革によりまして、平成20年度以降の健康診査につきましては、従来の基本健康診査から医療保険(健康保険)が行います特定健康診査を中心に行うこととなりました。斑鳩町といたしましては、国民健康保険の保険者として、その加入者に対しまして特定健康

診査を行うこととなりますが、これにつきましては、3月の本委員会におきましても、特定健康診査の実施計画についてご説明を申し上げたところでございます。

一方、後期高齢者医療制度の加入者につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合が健康診査を行うことを決めまして、斑鳩町はその委託を受けて実施することといたしております。

国民健康保険の特定健診、そして後期高齢者の健診とも、その実施機関、実施する場所につきましては、奈良県医師会と交渉を重ねておりましたが、合意に達しましたので、今月から健診を開始することができるようになったところでございます。両方の健診の対象者には受診券を送付いたしまして、その受診券とそれぞれの被保険者証、保険証を医療機関に提示していただいたうえ、健診を受けていただくこととなります。その受診券につきましては本日、対象者の皆様に発送することといたしておりますので、この旨、ご報告をする次第でございます。

なお、特定健診の対象者につきましては、5,401人、後期高齢者健診の対象者は2,617人でございます。

で、資料2をご用意させていただいております。健康診査の概要について簡単ではございますがご説明申し上げたいと思います。まず1番目の特定健康診査、後期高齢者の健康診査でございます。まず特定健康診査でございますが、実施主体は先程申し上げましたように斑鳩町の国民健康保険でございます。対象者は当該年度に40歳から74歳になる国保の被保険者でありまして、ただし妊産婦、海外在住、介護保険施設の入所者、長期入院患者等を除くこととなっております。一方後期高齢者の健康診査につきましては、広域連合から委託を受けました斑鳩町が実施を行うこととなりますが、対象者は後期高齢者医療制度の被保険者でございます。対象者から除くということになる中で、特定健康診査に加えて生活習慣病で診療中の方を除くということとなっております。ともに健診場所につきましては奈良県医師会所属の医療機関で行うこととなっております。検診項目も共通でございま

して基本項目としましては、問診、身体計測及び診察、血圧測定、血液検査、尿検査でございます。更に医師が必要と認める場合などによりまして貧血検査と心電図検査を行うこととなっております。保健指導につきましては、特定健康診査につきましては、保健指導の必要度に応じて階層を区分したうえ、特定保健指導を行うこととなっておりますが、後期高齢者の保健指導は義務づけられておりません。ただ、当然健診の結果必要と認められる場合には、保健センターの方で必要に応じた保健指導を行うことといたしております。

続きまして2番の健康増進法による健康診査でございます。

これは対象者の欄でございますように、特定健康診査や後期高齢者の健康診査の対象とならない40歳以上の方を対象といたします。具体的には生活保護の被保護者はどの健康保険にも属しませんので長期の、1番の健康診査を受けることができません。また当該年度に75歳になられる方につきましては、その時点で74歳であっても特定健康診査の対象となりませんので、これらの方の受け皿的な健診という意味で健康増進法に基づきまして、保健センターで健康診査を行うものでございます。これにつきましては健診場所としましては、斑鳩町の医師会所属の医療機関、いわば町内の医療機関に限られることとなります。健診項目については特定健康診査と同様でございます。保健指導も必要に応じて行っていくということでございます。下の※でございますが、介護保険、の介護予防事業を受けることができる対象者、特定高齢者と申しますが、その人に、それに該当するかどうかを判定するための生活機能評価につきましては、これまでも行ってきたわけでございますが、特定健康診査等の同時受診が可能となるよう町医師会とご相談させていただきまして、そういう配慮をさせていただいているところでございます。恐れいりますが裏のページをご覧くださいと思います。今説明させていただきました健診を体系的に分類した表でございます。40歳以上の健康診査受診者をまず40歳から75歳未満の方につきましては、原則としては特定健康診査の対象となります。町の国民健康保険の被保険者であれば、当然町の国民健康保

険の特定健康診査ということになりまして、そこで65歳未満、65歳以上の方に分け、65歳未満の方であれば特定健康診査のみを、65歳以上の方であれば介護保険の生活機能評価の中のチェックリストを行い、その結果に応じて必要であれば生活機能評価も行っていくということでございます。町の国民健康保険の被保険者でない方につきましては、それぞれの健康保険で特定健康診査を受けていただきますので、結果としましてちょっとグレーになっておりますけれども、特定健康診査、この部分はそれぞれの健康保険が行うということで、直接町が行うものではございません。で生活機能評価だけにつきましては単独で行うことになるということでございます。一番右の方をご覧いただきたいんですが、75歳以上の方につきましては、後期高齢者の被保険者でございますので、その健康診査を受けていただきまして、全員基本チェックリストを受けていただいたうえ、必要であれば生活機能評価も同時に受けていただくということでございます。で、それぞれの40歳以上75歳未満、あるいは75歳以上でそれぞれの健診を受けられない方につきましては右から、健康診査の種類は右から2つ目ですけれども健康増進法による健康診査を受けていただきまして、内容はそれぞれの健診と同じでございます。で、このようにその方の年齢や加入保険などによりましてこれだけの種類の健康保険が行われることとなりますが、特に国民健康保険あるいは後期高齢者の方には今回受診券を送りますし、それに該当しない方につきましては広報等を差し上げて住民の皆様がどの健診を受けていったらいいのかということにつきましては、丁寧に説明をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

以上簡単ではございますが特定健康診査等の実施についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長      ただいま説明が終わりましたので質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。

私の方から一つお尋ねをしておきたいんですが、後期高齢者の健康

診査、特定健診と同じような形でしていただく分ですね、単価が決まって、国保の特定健診と同じ項目でやっていただけるということで、そうしましたら広域連合はこの健診をやるというふうに言ってくれてるんですが、ただ広域連合で全額をだしていただけるわけではないというふうに思ってます。その残りの金額が、ですからいくら、前からお聞きしてはいますけども、申し訳ないです、もいっぺん特定健診いくらかかる、単価がいくら、そして広域連合がいくら、そして残りの部分をどうするのかということについて、改めて委員会としてはっきりお尋ねをしておきたいというふうに思います。

植村国保医療課長。

国保医療  
課長

まず、特定健康診査と後期高齢者健診、どちらも基本項目の単価につきましては8,505円でございます。支払う金額が8,505円でございます。また詳細健診の貧血検査につきましては242円、それから心電図検査につきましては1,575円でございます。でこのうち貧血、心電図検査は全員の検査ではありませんが、必要と認められた場合行いまして、これにつきまして後期高齢者の場合の広域連合からのいわば委託料につきましては全額でございます。で、8,505円の部分につきましては8,005円、基本的には広域連合は500円は自己負担をお願いしたいという考えでおられますので、500円を差っぴきました8,005円が委託料で受けるという形になります。その500円の自己負担につきましては、本町といたしましては特定健康診査と整合性を図るためにも、受診者の方にはご負担をいただかないということでございます。

委員長

そういたしましたら特定健診については国保の特別会計から、そして後期高齢者の方の、本来広域連合が求めている一部負担の部分については一般会計から支出をし、斑鳩町ではみなさんに無料で受けていただくという方針をだしておられるというふうにそれでは理解をさせていただきます。

他に委員の皆さんの中でこの件について質疑などございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それではこれをもって、質疑を終結いたします。  
報告につきまして、その他に理事者の方から何か報告しておくことがあればお受けします。  
西川福祉課長。

福祉課長 2点ほど報告させていただきたいことがございますのでよろしくお願いたします。

まず1点目は車椅子昇降用リフト付きのマイクロバスのことについてでございます。車椅子昇降用リフト付きマイクロバスにつきましては、現在社会福祉協議会に事業の方を委託いたしまして運行しているところでございまして、そのバスが老朽化してまいりましたことから本年度で新たに購入を計画することになりました。購入につきましては社会福祉協議会の方で購入していただくということで、先の理事会、評議員会等でご了承をいただいているところでございます。購入の時期につきましては今の車が8月始めに車検が満了することになるため、それに引続いて運行できるようにという形で、新しいバスを購入する予定を考えております。また今現在使っておりますバスにつきましては、オークションによりまして、販売して処分をするということで考えております。なお運行に際しましては、受益者負担の観点から生駒郡以外へのご利用につきましては、利用した団体の方で燃料等を負担していただく形で考えております。現在につきましては往復100キロを超える部分につきましては、利用した団体の方で負担していただいているところでございますが、生駒郡以外という形で今回考えているところでございます。よろしくお願いたします。

もう1点でございます。障害者ふれあいの集い等の行先等のご報告

でございます。先の委員会で日程等のお知らせさせていただいたものでございます。まず心身ふれあいの集いでございますが、7月の27、28日に1泊2日で予定をさせていただいている形で報告させていただいたところでございますが、行先につきましては和歌山県の潮の岬、串本方面という形で考えておりますので報告させていただきます。また身体ふれあいの集いにつきましては8月27日に日帰りを行います。行先につきましては京都府の南山城村のレイクフォレストリゾートいうところで食事やまた温泉等を楽しんでいただくという形で予定しております。最後に1日里親会でございます。7月30日の日帰りを予定しておりますが、行先につきましては滋賀県の信楽での陶芸体験や、また三重県の伊賀市の忍者屋敷等の見学を予定しておるところでございます。いずれの事業につきましても、行程の作成やそれから参加者の確定がまだでございます。参加者等の確定いたしますと役割分担等もまた作成いたしますので、まとまりましたならば皆様方にお知らせしてまたご協力の程お願いすることになりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長

ただいま2点につきまして理事者側からその他の報告として説明がございましたが、それらにつきましてなにか委員さんの方でお尋ねになりたいことございましたらお受けいたしますが。

よろしいでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、各課報告事項についてはこれをもって終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、4番目のその他、これにつきましては委員みなさんの方から何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 昨日住民の方から問い合わせがありまして、実はその、これは奈良県後期高齢者医療広域連合会長宛で、後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせということで、日付は平成20年6月9日で要はおたくは要は所得の関係で今まで医療費の負担が1割または3割だった分がおたくは3割になりましたよと、でその分についてももし異議のある場合には6月の16日でしたかね、16日までに申請してくれっていうことできてんねやけど。実際にこの僕も送ってもらったそのファックス見ても非常にわかりにくいし、文章もわかりにくいし、その方も実際にこんな高齢者の方がこれ読まはって、それも期間もない中でできるのかなって素朴な疑問でした。そして問い合わせ先がやっぱり斑鳩町の国保医療課で問い合わせになってるんですが、実際にこれ事務としては非常に不親切やし、お年寄りのその理解度とか実際にこういうことに携わってはる人やったら、そら短期間で言うてる意味を理解し申請はできるんやろうけど、おそらくこんなできひんのちゃうんかなと僕は素朴に思うんやけど、町としてこういう問い合わせがあったのかどうか、あるいはその時に町はどんな対応してんのかちょっとお聞かせ願えますか。

国保医療課長 今までの老人保健制度でも、それから現行の国民保険制度でも、今おっしゃってる申請についてはあるんです。今までも行っておった分です。で後期高齢者になってもその部分がお残ってるということです。で、具体的にはですね、ある一定所得までの方は病院にかかった時の自己負担が1割で、1割だと。ところが一定を超えれば3割になると、その基準の問題なんです。一応法令上はですね、一定の所得を超えていなければもう1割だということになってるんですが、所得を超えて、ただ次に収入を見に行くんです。その収入の基準がありましてその所得は超えるけれども、収入の基準以下になる人は本人の申請があれば、1割になる、いうものなんです。で、方法としてはどこの市町村同じようなやり方でやっていると。実を言うとやり方としては本人に申し

出をいただくというやり方についてはそれしかないということです。で、確かにおっしゃっているように、なかなか制度が複雑ですので書いてあることが理解しにくいというようなことについてのご意見も今までにいただいたことはあります。そういう申請を、まずは申請をいただきたいと、申請をいただかないことにはそういう1割負担に減らす事ができないということでもありますので、とりあえずは申請をいただきたいということで、その文章を出させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

西谷委員 あかね、実際に申請いただかないとわからんと言うんやけど、実際申請するにしてもどない申請したらええのかっていう部分の中では、僕はたまたま申請用紙の分まではファックスいただいてないんで、ちょっとわからないんですが。これ多分9日で、昨日電話かかってきてファックス送ってもらったんですが。結局その方の手元についたのが、多分その9日やったか10日か11日かもわかれへんし、その中で1週間もない中で出せ、でこれ結局いうたら、要は申請しなかったら3割の人は3割のままでせんんで、その日にちが過ぎても例えば申請したら1割になんのか、そのへんはどうなんですか。

国保医療課長 今までの老健制度であれば斑鳩町で行いますので、そういう申請とか7月にやっておったんです。8月からの負担割合を決めるものですので、7月に処理してたと。ところが今回後期高齢者になりますと保険証そのものに1割とか3割を書かなければならない。そしてその保険証を8月から使う保険証を7月から送るわけですけども、それを事前にうつために広域連合にデータを渡さなければならぬということになって1ヶ月前倒しになってしまったと。確かにその部分につきましてはそういう事務をしなければならぬということについて、今回その1ヶ月前倒しにしないでなければならないということについて、我々でも今回準備が不足していたということについては申し訳なかったと思います。期間が短くなって、結果として期間が短くなってしまったとい

うことになったので、それについては今後改めていきたいというふうには思います。ただその申請書はですね、後で出していただいてもさかのぼって3割から1割に戻すことは可能なんですけれども、今回7月に改めて発行する保険証にですね、最初から記載をするためにはちょっと時間的にはそれしか間に合わなかったということなんです。で、先ほど言いましたように、昨年までも老人保健や国保でもそのような文書を送らせていただいております。で、中には意味が分からないということで窓口にこられた場合には、説明はさせていただきますけれども、必要な部分についてはこちらで相談しながら記入もさせていただく部分もございます。で、届けをされないという方の場合につきましては、書いてあって意味がわからなくて結果、届けされないということになれば、ご本人さんの不利益にもなりますので、ある一定期間を過ぎた場合については、こういう文書を送らせていただいているんですけども、まだ出しておられないのでどうでしょうかと電話でのですね、ご案内なども差し上げているということでございます。

西谷委員 今、課長の話の中では、対応としてはそうやと思うんですが、それ例えば今の話の中で、対象者がどの位の数なんかちょっとわからないんやけど。要はね、町の方で回覧とかなんとかで来た人が特定できんのやったら、集めて例えばそういう話をされるとか、まあ今個々に一定の期間過ぎた人についてはするって言うてんのやけど、一定の期間やのおて、先にもうちょっと住民の人に親切にできひんのかなと、同じ手間やったら。その辺はどうですか。

町 長 今も植村課長が申してますように、国のこの関係等について市町村がせよいうものの、なかなかその伝達がこない。だからこういう6月のこういう間際になってきていると。だから国の方は町が、もっと町村が説明したらええやないかと言うたところで、その国の方向付けがなかなか出てこない、そういうところに私は今問題があると思いますし、その老健の前やったら、結局我々の関心のあるのはこの費用負担はだ

れがするかっていったら、やっぱり国と県とそしてその関係者がするわけですし、ただ老健の場合は、なにも別に町がまあいったら赤字であってもそれは補てんされるということでもありますけども、後期高齢者はそういうわけじゃないわけです。それが6月頃になって前倒しとしてこの通知をきて出してしまったらですね、そら今おっしゃるようにその難しい問題がですね、この見たかてなかなかわかりませんから。役場へ問い合わせしてくるとか、そしたら行政の言い方っていうのは決まっていますから。わからないから聞いてはるんですから。そのことがなかなか理解できないということが問題です、今植村課長言うようにそういう方々にもやっぱりしてるわけですけども。今西谷委員のおっしゃるように期間が6月に出せていうことですから、もっと期間があればね、これはもうある程度そうしてどの地域どの地域いうことで、説明にも参りますけれども。今、国の関係っていうのは私はどうもそのまあ法律ができたからどやという問題よりも、これもうすでに平成13年ぐらいにね、小泉内閣当時に成立してるんですよ。それからなんにもなしで、ようやくこの20年の3月の議会でもまだ1月ぐらいに国が示してきただけですけどね。この辺の混乱っていうのは非常にやっぱり大変なことだと、それと1番問題はやっぱり後期高齢者をやっぱり我々の市町村やなしに広域連合そのものにやってしまった。誰が責任とるのかということになったら、町村でもあり、市でもない、そういうところに一つの大きな問題があったと私は思っておりますし、やっぱりそういうことについて責任を明確にできなかった、そしたら国の方はもう市町村に説明をせよということですけども、何もわからないものを市町村が説明するわけにもいきませんしですね、ようやく今おっしゃるようにですね、6月の9日おそらく6月の始めぐらいに国から、県から伝達きてですね、それを配ったと思います。こういう期間がない中に、今おっしゃっていただくように、我々としては、行政としては植村課長おっしゃるように、そういう説明会でもできる期間、間隔があればですね、もう7月、この時に保険証配布しなきゃいけないということで、また今新聞にも載ってますように、混

乱が起こる、起こらないという問題もありますし。おそらくやっぱりこういう問題はこれからなお、今参議院でああいう廃止法案とか、あるいはまた今衆議院でやっていますようにもっとやっぱり議論をしてですね、そこらはやっぱり煮詰めていかんと何か今、国民がそういうものに不信を抱いているという感じがいたしますから、まあこういうことについては今後国がその方向付けっていいのか、まあそういういろいろと皆さん方議論をして、なんかまあ今のところでは議論がないままにこの問題があがってきたということで、非常に我々も担当の課長あるいはそういう職員についてはですね、もうほとんど残業っていいのかそういうことで大変あれをしていると。住民からは10時頃まで電気ついてるやん、何してるところ電話もかかりますけども、やっぱり担当の者についてはやっぱり非常にかわいそうだということもございまして、健康上の問題考えたらこんなことがやっぱり、今、末端の市町村でこういうことが行われていたら大変なことですので、今後やっぱり国に対してもそういうことについては十分意見を申し述べたいし、昨日の毎日新聞の夕刊にもですね、400の自治体からそういう問題が提起されていると、地方議会からそういう意見書があがっているというようなこともございますからですね。やっぱりこういうことを国が真剣に考えていただくということが一番ベターであろうと考えております。

西谷委員　　まあ、あの町長のおっしゃるように私も実際国に相当の責任があつて、そのしわ寄せが町にきてるとするのはこれは重々わかるんですが、実際にそうは言いましても実際に受けるっていうのは、住民からしたら非常に物理的にどう見ても無理やなっていう中では、できるだけ住民の方々に、あとその1割でよかった人が3割の負担を続けんなんことのないような形で、できるだけそういうフォローをやっていたきたいなということを申し上げておきたいと思います。

委員長　　ただ今委員から申されました意見はもっともだと思います。先ほど

課長の答弁にもありましたように、申請がされていない方につきましては大変ご苦勞をおかけいたしますが、また個々に対応していただきたいということを、是非とも委員会としてもお願いしておきたいと思えます。他にその他について。

木田委員。

木田委員　これからですね、生ゴミが多くなってくる時期になってきたんですけども、毎年毎年やけど、やはりこの収集車ですね、水垂れちゅうんですか、あれによってですね、かなり不快な、何を味わってるちゅうんですか、それに直面しておるということでですね、やっぱり町の収集車とかはそういうこと今ないんですけども、私は認めてないけど委託業者ちゅうんですか、それが必ずやっぱりちゃんとした店から収集してくる時にちゃんと水切りしてないんかって必ず2回ぐらいはやっぱり、悪臭のする水ちゅうんですか、それをこぼしていくちゅうような状況にあるのにですね、町の方かてもっとやっぱりきちっとやっぱりしてもらわなあかと私はそういうふうに思いますねんわ。だからそういう業者にはもう入ってもらわんようにでんな、やっぱりしてもらわなでっせ、そんなんいつまでもそういうことで辛抱できるかいうたら、私、今自治会長やってるからこれもうストップさせまっせ。そんなん、なんぼこれから今までがなんぼ言うてもそういうことがあらたまらんようでは、やっぱりそういうことはきちっとやっぱりやってもらわなでんな、そんなん辛抱でけへんでっせ、そんなん。

町長　今木田議員のおっしゃるとおりでございまして、当然やっぱり私の方は一般廃棄物そのものについては、業者には許可をしておりませんから、直営でございますから。そういう点についてはやっぱり店舗から出るそういう関係等については業者あるいは店舗にですね、そういう申し出をしながら、やっぱりできるだけっていうのか、絶対に阻止していくと、今自治会長さんがおっしゃっていただくようなやっぱりそ

うということもしていかなかったら、いつまでもこれがなんぼでも増えてまいる傾向があるかと思えます。だから私は地元にも会社はございますが、まあこの斑鳩町の龍田のところにそういう業をしておられる方がございますから。まあしかしそれはそれとしたかて、まあ私の方は許可を与えてませんし、あくまでもそれはあかんということをやっていますから、そういう点については担当の職員ともまた十分相談を申し上げて、木田委員がおっしゃるようなそういうことについて注意を払ってまいりたいと思えます。

木田委員　なんべんも言うてるけどね、そらやっぱりそういうことのないようにでんな、やっぱり町としてもきちっとした対応をしてもらいたいなと、それをまあそれを要望しておきます。

委員長　そうしましたら、他に委員さんの方でその他についてございませぬか。

吉野委員。

吉野委員　総合福祉会館、今日見せていただきましてそれに関する感想ですかね。まあ現場でも言いましたけど歩行浴の浴槽に入るための手摺りのところの段差がかなり高くてですね、30センチぐらいはあったと思うんですよ。で歩行浴で訓練される方は高齢の方とか足が弱い方が多いと思えますんで、あの段差はもっとなんか解消するような部分は必要じゃいかなと思えます。それと浴槽と周りの、周囲のタイルの状況が直角、直角っていうんですか、転んだりしたらかなりケガを受けそうな場所がありますんで、あの辺も一つこれからでも工夫をしていただきたいなと思えます。それからもう一つ、ブラインドの件なんですけど、ブラインドっていいますのは日よけと目隠しの効用がだいたいなんですけど、ここにあるブラインドと同じように上から下へ下りてくるっていう状況ですよ。で日射の場合は下の方からこう始めにくると、それから目隠しについても目隠しですから下の方に人がいるわ

けですから、天井の方から先に下りてくる必要はなくて、これについてメーカーの名前は言えませんが、ブラインドについても下からも上がる、中間でも止まると、こういうブラインドが今でてきているんですよ。もう今ついてしまってますので、早急につてことはないでしょうけども、一つ参考のためにそういう話もさせていただきました。

委員長 答弁のほうは。よろしいですか。

吉野委員 結構です。

委員長 他に委員さんの方から何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、私の方から少しその他についてお尋ねしたい件がございます。

人間ドッグについてなんですが、先ほど特定健診について説明いただきましたが、人間ドッグも非常に好評で、もうすごい人気がありましてですね、今年は抽選になさってるということで、いよいよそういう形になってきたかというふうに思ってるんですが、その中でですね、住民さんから毎年受けておられる方、去年もおととしも受けたっていうのに自分はなかなか受けられないっていう方があるというご意見がありましたので、まあ抽選にすればより公平なのかなとは思っているもののね、まあ、でも抽選でも、そういう町営住宅の時と同じ機能になるかとは思いますが、そういうご意見があるということをもまず申し上げときたいと思います。それとともにですね、人間ドッグでは国保の事業として行っていたというので、後期高齢者医療へと制度移動された方についてはこの人間ドッグのシステムが受けられない、まあその対象ではなくなったということになるわけなんですね。でもこれまで、多分75歳以上の方でもこの国保の人間ドッグを受けておられた方はあったのではないかなというふうに思ってるんですが。この件につきまして75歳以上の方で、これまで受けておられた人数なり、そしてまた今後こういった方々についてですね、どういうふうにお考

えになられているのかということをお尋ねしておきたいと思います。  
寺田健康対策課長。

健康対策  
課長

過去3年間で75歳以上の方で人間ドッグを受けられた方は、何人おられるかということですが、平成17年度が3人、18年度では5人、そして19年度では7人の方が人間ドッグの助成を受けておられます。そして先ほど申しましたけども、人間ドッグの助成につきましては申されましたように、昨年まで40歳以上の国保加入者全員の方を対象に行っておりましたけども、本年から後期高齢者の医療制度が始まったということで、75歳以上の方は国保加入者ではなくなりますことから、その対象から外させていただきました。被保険者の健診利用につきましては第一義的には被用者保険が行うべきものと考えておまして、まずは奈良県の後期高齢者医療広域連合が支出すべきものであると考えております。しかし、奈良県の後期高齢者では本年度は人間ドッグは行わないといわれておりますことから、市町村には特定健診、その他の健診と特定健診を合わせまして受けていただくということを周知していきたいと考えております。

委員長

これまで受けてきた経験のある方や、またそういう話を聞いておられる75歳以上の方、今年から受けられない、もう受ける資格がないということそのものにね、ショックもあるだろうし、なんでやのという思いもあるかと思います。そういう気持ちなども考慮しながら丁寧に説明し、対応していただきたいというふうに思います。

それともう一点ちょっと気になっていることがあるんですが、私もこの間自分の事ですが、すごく咳がでましてちょっと心配をしておったんですが、ちまたではまた百日咳が流行しているというふうなことがいわれております。昨年のはしかに続きましてですね、そういった予防接種がなされているようなものについて、流行の兆しがあるということについてとても心配をしているわけなんです、この百日咳の流行に関しまして現在斑鳩町ではどのようにお考えになられてるか

いうことをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

健康対策  
課長

今年に入りまして百日咳の患者が全国的に増えております。国立感染症情報センターによりますと4月30日現在で全国の定点医療機関でいきますか小児の医療機関なんですけども、3,000ヶ所からの報告によりますと患者数は1,246人となっております。これはこういう集計されましてからでは1番早いペースで、今までですと1歳までの乳児が6割以上占めていたのが、ここ最近では20歳以上の成人が40パーセントを占めております。20歳以上の感染が増えている理由といたしましては、まず1つ目には乳幼児三種混合のワクチン打ってるわけなんですけども、そのワクチンの免疫っていうのが継続期間が短く、年をとるにつれてその免疫が低下すると、そして2つ目にはワクチンが普及いたしまして、乳幼児期の感染者そのものが減りまして、免疫を持たない大人が増えていることがあげられます。そしてその百日咳の症状なんですけども、大人がかかれますと普通の風邪のような症状ですぐにお医者さんにも行かんとまあ自然に治癒しますので軽いと思って放置しておく、でまあそういう症状から大人が感染源になって逆に乳幼児に移るとというのが一番心配でございますので、保健センターではそういう乳幼児の三種混合の接種を行っておりますので、その際にも乳幼児の接種率を上げるということで周知を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

委員長

はい。ありがとうございました。

他に委員の皆さんでこの際ですので所管に関わることで、なにかお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますがよろしいでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

それでは、その他についても、これをもって終わらせていただきま

す。

委員長

本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けしたいと思います。

小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆様、おつかれさまでございました。

( 午前11時39分 閉会 )